

東日本大震災復興交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領

目次

- 第1章 通則（第1）
- 第2章 実績報告書（第2—第7）
- 第3章 残存物件等の取扱い（第8—第16）
- 第4章 額の確定の取扱い（第17—第22）
- 第5章 財産処分承認基準等（第23—第27）
- 附則

第1章 通則

第1 各手続きの取扱い等

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第14条の規定に基づく東日本大震災復興交付金（国土交通大臣が交付担当大臣であるものに限る。）事業（以下「交付金事業」という。）の実績報告書については、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号。以下「交付規則」という。）第9条によるほか、第2章の規定により取扱うものとする。
- 2 交付金事業における残存物件等の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第4条の規定及び「補助事業等における残存物件等の取扱いについて」（昭和34年3月12日付け建設省発会第74号。以下「残存物件通知」という。）によるほか、第3章の規定により取扱うものとする。
- 3 交付金事業における額の確定等の取扱いについては、第4章の規定により取扱うものとする。
- 4 交付金事業における適正化法第22条の規定に基づく財産処分（交付金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産で、適正化法施行令第13条各号に定める財産（以下「交付対象財産」という。）を、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄すること等をいう。以下同じ。）の承認については、適正化法、適正化法施行令及び交付規則のほか、第5章の規定により取扱うものとする。
- 5 この通知において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、適正化法、適正化法施行令、交付規則、「東日本大震災復興交付金制度要綱」（平成24

年1月6日付け、府復第3号・23文科政54号・厚生労働省発会0106第3号・23予633号・国官会第2357号・環境政発第120106002号通知。以下「制度要綱」という。)及び「東日本大震災復興交付金交付要綱」(平成24年1月16日付け国官会第2411号国土交通事務次官通知。以下「交付要綱」という。)において使用する用語の例によるものとする。

- 6 この通知において、「地方公共団体」、「都道県」、「指定市」又は「都道県知事」とは、特定地方公共団体に該当する「地方公共団体」、「都道県」、「指定市」又は「都道県知事」をいうものとする。
- 7 この通知において、交付金事業者が、国土交通大臣又は地方整備局長等（地方整備局長及び北海道開発局長をいう。以下同じ。）若しくは都道県知事あてに提出するものとされている様式については、交付金事業者は、内閣総理大臣を経由して、これを提出するものとする。また、国土交通大臣又は地方整備局長等若しくは都道県知事が、交付金事業者に対して通知等するものとされている様式については、国土交通大臣又は地方整備局長等若しくは都道県知事は、内閣総理大臣を経由して、これを通知等するものとする。

第2章 実績報告書

第2 完了実績報告

- 1 完了実績報告書は、交付規則第9条第1項の規定により、交付金事業の完了の日から起算して一箇月を経過した日又は完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに地方整備局長等（都道県及び指定市以外の地方公共団体が施行する事業等については、都道県知事）に提出することとされているが、特にやむを得ない事由があるものについては、完了の日の属する国の会計年度の翌年度の6月30日までに提出しても差し支えない。なお、いわゆる施越工事等で交付金の交付の決定日において事業の全部が完了しているものに係る完了実績報告書については、交付決定日をもって完了の日とみなして前記期日までに提出するものとする。
- 2 前項に規定する完了実績報告書は、第7第2項の第一号から第四号に掲げるとおりとし、その添付書類は第五号から第十号に掲げるとおりとする。

第3 廃止実績報告書

廃止実績報告書は、交付金事業の廃止の承認を受けたとき（事情変更による交付決定の取消しがあった場合において、すでに実施したものがあるとき）に提出する報告書をいい、その取扱いについては、完了実績報告書の取扱いに準ずることとする。

第4 年度終了実績報告

- 1 交付規則第9条第2項の規定により、当該報告に係る交付決定の所属会計年度の翌年度の4月30日までに地方整備局長等（都道府県及び指定市以外の地方公共団体が施行する事業等については、都道府県知事）に提出するものとする。なお、記載事項について提出後に変更があった場合は、6月30日までに訂正のうえ再提出するものとする。
- 2 交付規則第9条第2項の規定により年度終了実績報告書に添付することとされている交付金受入調書については、完了実績報告の様式と同様とする。

第5 残存物件等

残存物件等に係る返還金を国に納付するとき又は残存物件等を継続使用するときは、第3章の規定により、完了実績報告にあわせて申請するものとする。

第6 その他

- 1 復興交付金事業計画に記載した交付対象事業を、東日本大震災復興交付金を充てずに遂行した場合においては、当該交付対象事業が完了したときには、当該年度に完了した交付対象事業を完了実績報告書に記載するものとする。東日本大震災復興交付金の交付のない年度についても同様とする。
- 2 復興交付金事業計画に記載された復興交付金事業等の交付期間の最終年度においては、完了実績報告書とともに最終年度交付実績確認表を作成することとし、交付期間の最終年度までの執行事業費を用いて、交付要綱の規定に基づき算出した要素事業交付限度額を記載するものとする。

第7 実績報告書の様式

- 1 報告書の提出部数は1部とし、様式の規格はA4とする。
- 2 第2、第3、第5及び第6に定める完了実績報告書及び添付書類は、次の各号に定める様式により作成するものとし、提出の際は、各号に掲げる順に編集するものとする。

一 完了実績報告書	様式1
二 完了実績総括表	様式2-1
三 最終年度交付実績確認表	様式2-2
四 完了事業箇所別精算額表	様式3
五 交付金受入調書	様式4
六 残存物件調書	} 第3章第16 に規定する 様式による
七 残材料調書	
八 発生物件調書	

九 指導監督交付金精算額調書

様式 5

十 完了箇所図

様式 6

3 第4に定める年度終了実績報告書は、様式7により作成するものとする。

第3章 残存物件等の取扱い

第8 残存物件等の意義及び範囲

- 1 残存物件等とは、残存物件及び発生物件をいう。
- 2 残存物件とは、交付金事業により取得した機械、器具、仮設物その他の備品（以下「備品」という。）及び材料（次年度の事業に使用するため購入又は製造した材料を除く。）で、当該交付金事業完了の際残存しているものをいう。
- 3 前項にいう備品とは、原型のまま比較的長期の反復使用に耐える物品で、1個又は1組の取得単価50,000円以上のものをいう。
- 4 発生物件とは、交付金事業により附随的に発生した物件をいう。例えば
 - イ 容器こみ価格で購入したセメント、アスファルト等の空袋、空罐等
 - ロ 水路、護岸等の改修により取壊した石積の築石等
 - ハ 橋梁架替事業において撤去した旧橋の廃材（ただし、旧橋撤去費を交付対象とした場合に限る。）
 - ニ 軌道補修事業等において撤去される板石等（ただし、交付金事業者においてこれを処分する権限のあるものに限る。）
 - ホ 土地区画整理事業による移設工事において撤去した水道管その他の材料等

第9 交付金の返還

- 1 残存物件については、第10により継続使用する場合を除き、当該物件の残存価額に当該交付金事業の国費率を乗じて得た額を返還すべきものとする。
- 2 物件を継続使用した場合（以後継続使用しない場合に限る。）において、当該継続使用に係る交付金事業の完了の際物件が残存するときは、継続使用に係る交付金事業の完了の際の当該物件の残存価額にその物件を取得した交付金事業の国費率を乗じて得た額を返還すべきものとする。
- 3 前項の規定による返還金は、適正化法第7条第2項の規定による条件に基づく納付金として取り扱うものとする。
- 4 物件を1以上の補助事業（交付金事業を含む。以下同じ。）の経費と共同して取得した場合においては、当該物件の残存価額は、当該交付金事業及び経費を分担した各補助事業（以下「共同取得事業」という。）の費用の割合に応じて按分するものとする。
- 5 残存価額は、備品については、取得価額に残存価額率を乗じて得た額とし、材料については、取得価額とする。この場合において備品の使用期間が耐用年数を

満了した場合においては、取得価額の10%相当額を撤去費又は処分費とみなして、残存価値を相殺するものとする。

- 6 残存価額率及び耐用年数については、残存物件通知別表第1及び別表第2を使用するものとする。ただし、港湾関係の事業に関する物件については、港湾関係補助金等交付規則実施要領（昭和43年5月18日付け港管第814号）別表第1及び別表第2を使用するものとする。
- 7 取得価額は、原則として現地渡価額とするが、輸送費又は据付費が別に計上されている場合においては、これらの費用を控除したものとする。
- 8 備品で、その使用期間が耐用年数に満たないものについては、国土交通大臣がやむを得ないと認めた場合に限り、残存価額から撤去費又は処分費を控除することができるものとする。
- 9 備品に係る返還金を国に納付する際には、残存物件調書を作成し、完了実績報告書に添付するとともに、同報告書の該当欄に所要事項を記載するものとする。これに対し、地方整備局長等（都道府県又は指定市以外の地方公共団体が施行する事業等については、都道府県知事）は、原則として交付金の額の確定の際あわせて返還命令書を交付するものとする。
- 10 残材料に係る返還金を国に納付する際には、残材料調書を作成し、前項の備品と同種の方法によるものとする。

第10 継続使用

- 1 備品で、その使用期間が耐用年数に満たないもの及び材料を継続して使用しようとするときは、原則として各年度ごとに、残存物件継続使用承認申請書を地方整備局長等（都道府県及び指定市以外の地方公共団体が施行する事業等については、都道府県知事）に提出し、国土交通大臣の承認を受けなければならないものとする。ただし、備品のうち、耐用年数1年以下のもの、取得価額500,000円未満のもの又は取得価額500,000円以上のもので残存価額が100,000円未満のものについては、あらかじめ国土交通大臣の承認があったものとする。
- 2 継続使用が認められるのは、交付金事業者が同一である交付金事業に限るものとする。
- 3 1以上の補助事業の経費と共同して取得した物件は、交付金事業又は共同取得事業において継続使用し得るものとする。
- 4 残存物件のうち備品を翌年度の交付金事業又は共同取得事業に継続使用しようとするときは、残存物件調書を作成し、完了実績報告書とともに、同報告書の該当欄に所要事項を記載するものとする。
- 5 残存物件のうち残材料を翌年度の交付金事業又は共同取得事業に使用するときには、残材料調書を作成し、完了実績報告書に添付するとともに、「東日本大震災復興交付金交付申請等要領」（平成24年2月10日付け国官会第2665号。以下「申請等要領」という。）第4第1項の規定により作成した書類に無代価で計上するものとする。

第 1 1 備品の使用期間の計算方法

- 1 当該備品を取得した日の属する月から、交付金事業（継続使用の場合にあっては、継続使用に係る最終の交付金事業又は共同取得事業）の完了した日の属する月（精算事務処理に必要な備品については、当該交付金事業に係る完了実績報告書を作成した日の属する月）までの経過月数によるものとする。
- 2 交付金事業により中古品を取得した場合においては、国土交通大臣がやむを得ないと認めたときに限り取得前の既経過期間を使用期間に加算することができるものとする。

第 1 2 物件の滅失又は毀損の場合の措置

- 1 取得した物件が、備品についてはその使用期間が耐用年数を満了する以前に、材料については使用される以前に、滅失（売却又は他の工事等への転用による事業現場からの搬出を含む。以下同じ。）し、又は毀損したことにより使用不可能になったときは、交付金事業者の負担において代わるべき物件を補充する場合を除き、交付金の返還を行うこととなるが、その際の備品の使用期間は、当該滅失又は使用不可となった日の属する月までのものとして算出するものとする。
- 2 前項の場合において、当該滅失又は毀損が、天災地変その他交付金事業者の責に帰することのできない事由によるものであるときは、国土交通大臣は、備品についてはその使用期間が耐用年数を満了したものとみなし、材料については使用されたものとみなすことができるものとする。

第 1 3 残存物件台帳の整備

- 1 交付金事業者は、残存物件台帳を整備しておかなければならない。
- 2 残存物件台帳の保存期間は、残存物件に係る交付金返還命令書の交付を受けた時、又は材料についてはその全部を使用したとき、備品については使用期間が耐用年数を満了したときまでとする。

第 1 4 発生物件の取扱い

- 1 発生物件がそのまま再利用可能なものは極力当該年度の交付金事業又は共同取得事業に使用することとし、なお残存する場合には、翌年度の交付金事業又は共同取得事業に再使用することができるものとするが、再使用不可能なもの及び再使用しないものは売却処分又は評価してその額を決定し、当該物件の発生した事業の事業費（控除額の控除後）より控除するものとする。
- 2 発生物件を再使用する場合には、発生物件調書を作成し、完了実績報告書に添付するとともに、申請等要領第 4 第 1 項の規定により作成した書類に無代価で計

上するものとする。

- 3 発生物件を再使用しない場合には、速やかに売却処分して、売却額から売却処分に要した費用を差し引いた額を決定し、また売却処分をしない場合には専門業者2人以上の鑑定により評価し、鑑定に要した費用を差し引いた額を決定し、発生物件調書を作成し、完了実績報告書に添付するとともに、同報告書の該当欄に所要事項を記載するものとする。

第15 その他

- 1 備品で、その使用期間が耐用年数を満了したのち、なお使用可能なものについては、なるべく交付金事業又は共同取得事業に継続使用するものとする。
- 2 国土交通大臣は、特別の事情によりこの通知により難いと認める物件については、残存価格を時価により修正し、又は使用期間の計算方法若しくは継続使用の範囲に関し、特例を設けることができる。

第16 残存物件調書等の様式

第8から第14までに規定する書類は、次の各号に掲げる書類の種類に応じ、当該各号に定める様式により作成するものとする。

一 残存物件継続使用承認申請書	様式8
二 残存物件調書	様式9
三 残材料調書	様式10
四 発生物件調書	様式11
五 残存物件台帳	様式12
六 残存物件継続使用承認書	様式13

第4章 額の確定の取扱い

第17 交付金の額の確定及び通知

- 1 地方整備局長等又は都道府県知事は、第2章の規定により完了実績報告書を受理したときは、その報告に係る交付金事業が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、適正化法第15条の規定により交付金の額を確定し、額確定通知書により当該交付金事業者に通知するものとする。
- 2 地方整備局長等又は都道府県知事は、東日本大震災復興交付金の交付のない年度において、完了実績報告書を受理した場合には、完了実績報告書に記載した交付対象事業が復興交付金事業計画に基づき適切に遂行されたものであるかを確認し、交付金額0円として額の確定を行うこと。

- 3 地方整備局長等又は都道府県知事は、復興交付金事業等の交付期間の最終年度において、最終年度交付実績確認表の提出を受けた場合には、記載内容が適正かどうかを確認するとともに、復興交付金事業等の交付期間を通じて交付金の総額が執行実績に基づく要素事業交付限度額を超過していないかを確認すること。

第 18 交付金事業の是正命令

地方整備局長等又は都道府県知事は、実績報告書による交付金事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認め、これに適合させるために適正化法第 16 条第 1 項の規定により、当該交付金事業の是正の命令をするときは、是正命令書によりこれを行うものとする。なお、是正命令に従って行う交付金事業が完了した場合は、第 2 章第 2 の取扱いとなる。

第 19 交付金の返還命令

- 1 地方整備局長等又は都道府県知事は、交付金の額を確定した場合において、既にその額をこえる交付金が交付されているときは、適正化法第 18 条第 2 項の規定により交付金の返還を返還命令書により命ずるものとする。なお、この場合の納付期限は、交付金の額の確定の通知の日から 20 日以内とする。ただし、当該交付金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本文の期限により難しい場合には、交付金の額の確定の通知の日から 90 日以内で適宜返還期限を定めることができる。
- 2 返納命令により発生した債権については、地方整備局長等又は都道府県知事は、債権発生通知書により債権の発生通知をするものとする。

第 20 残存物件等の取扱い

- 1 地方整備局長等又は都道府県知事は、第 3 章の規定により残存物件継続使用承認申請書について提出を受けた場合には、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうかを確認した上で、残存物件継続使用承認申請進達書又は残存物件継続使用承認申請（市町村）報告書に、提出を受けた残存物件継続使用承認申請書を添付し、これを国土交通大臣又は地方整備局長等に提出するものとする。また、地方整備局長等は、都道府県知事より残存物件継続使用承認申請（市町村）報告書の提出があった場合は、残存物件継続使用承認申請進達書に当該報告書を添付の上、これを国土交通大臣に提出するものとする。
- 2 交付金により取得した残存物件で翌年度の交付金事業に使用が認められないもの及び国土交通大臣の承認を受けていないものについては、地方整備局長等又は都道府県知事は、交付条件により当該残存物件の残存価額等に取得時の国費率を乗じて得た金額を返還命令書により返還を命ずるものとする。また、交付金事業又は共同取得事業に使用が認められないもの及び国土交通大臣の承認を受けていな

いものについても同様の扱いとする。

第 2 1 国土交通大臣等への報告

地方整備局長等又は都道府県知事は、交付金の額の確定を行った場合は、額確定報告書又は額確定（市町村）報告書により、速やかに国土交通大臣又は地方整備局長等に報告するものとする。また、地方整備局長等は、都道府県知事より額確定（市町村）報告書の提出があった場合は、写しを添付の上、額確定（市町村）報告に係る報告書により、国土交通大臣に提出するものとする。

第 2 2 額確定通知書等の様式

第 1 7 から第 2 1 までに規定する書類は、次の各号に掲げる書類の種類に応じ、当該各号に定める様式により作成するものとする。

一 額確定通知書	様式 1 4
二 是正命令書	様式 1 5
三 返還命令書	様式 1 6
四 債権発生通知書	様式 1 7
五 残存物件継続使用承認申請進達書	様式 1 8
六 残存物件継続使用承認申請（市町村）報告書	様式 1 9
七 額確定報告書	様式 2 0
八 額確定（市町村）報告書	様式 2 1
九 額確定（市町村）報告に係る報告書	様式 2 2

第 5 章 財産処分承認基準等

第 2 3 申請手続の原則

- 1 地方公共団体が財産処分を行う場合には、財産処分承認申請書を地方整備局長等あて提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 地方整備局長等は、前項の承認に当たり、別表に掲げる財産処分の区分に応じ、必要な場合には、国庫納付等を条件として付すものとする。ただし、地方整備局長等が別表に掲げる財産処分の区分又は承認条件により難しい事情があると認める場合には、ほかの条件を付すか又は条件を付さないことができる。
- 3 地方公共団体は、第 1 項の承認を受けた後、当該承認に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

第 2 4 申請手続の特例（包括承認）

- 1 地方公共団体が、次に掲げる財産処分を行う場合（有償譲渡、有償貸付け、当該財産処分により収益が見込まれる場合（以下「有償譲渡等」という。）を除き、かつ、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく施設等に係るものにあつては道路（一般交通の用に供する道）本体の効用を毀損しない場合又は河川法（昭和39年法律第167号）に基づく施設等に係るものにあつては河川等の管理に支障がない場合に限る。次項において同じ。）には、第23第1項の規定にかかわらず、地方整備局長等あて財産処分報告書を提出できるものとし、当該報告書の提出をもってその承認があつたものとみなす。ただし、この報告書において、関係法令の規定に反する場合又は記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合には、この限りでない。なお、道路の附属物（共同溝又は電線共同溝を除く。）は、有償譲渡等の場合でも包括承認の対象とする。
 - ① 交付対象事業の完了後（交付対象施設の供用開始後をいう。以下同じ。）10年を経過した交付対象財産の処分
 - ② 交付対象事業の完了後10年を経過していない交付対象財産を処分する場合であつて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく合併市町村基本計画に基づいて行う処分
 - ③ 災害又は自己の責に帰さない事由による火災等により使用できなくなった交付対象財産の取壊し又は廃棄
- 2 地方公共団体が前項の規定により地方整備局長等に報告した財産処分であつて、次の①又は②に掲げるものについては、それぞれ当該①又は②に掲げる承認条件を付して承認したものとして取り扱う。
 - ① 交換 交換により取得される財産は適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること
 - ② 無償貸付け 使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること
- 3 地方公共団体は、第1項の規定による報告後、当該報告に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

第25 間接交付の場合の財産処分の取扱い

- 1 地方公共団体の間接交付金の交付決定において、間接交付金事業により取得し、又は効用の増加する財産の処分について、地方公共団体の承認を受けるべき旨の間接交付条件を付している場合であつて、間接交付金事業者の財産処分の承認にあたり当該財産処分に係る間接交付金の全部又は一部の返納を条件とした場合には、地方公共団体は、財産処分報告書（間接交付）を地方整備局長等あて提出するものとする。
- 2 地方公共団体が間接交付事業者から前項の規定による返納金を収納した場合には、当該返納金に係る交付金相当額を国庫に納付するものとする。

第 2 6 その他

- 1 地方整備局長等は、第 2 3 から第 2 5 までにより地方公共団体から受けた申請又は報告について、記載内容の確認上必要な範囲で、追加資料の提出を求めることができる。
- 2 地方公共団体が、第 2 3 第 1 項又は第 2 4 第 1 項により財産処分の承認を受けた交付対象財産と同種の財産の取得を、同一の事業箇所において交付金事業により計画した場合には、地方整備局長等は、当該同種財産に対する地域の需要動向に照らして、交付金の交付について慎重に検討しなければならない。
- 3 地方整備局長等は、必要に応じ、第 2 3 第 1 項又は第 2 4 第 1 項により財産処分を承認した交付対象財産の利用状況について、地方公共団体から報告を求めることができる。
- 4 地域再生法（平成 1 7 年法律第 2 4 号）第 1 8 条の規定により国土交通大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。
- 5 処分制限期間が 1 0 年未満である交付対象財産における第 2 4 第 1 項②の運用は、この処分制限期間内とする。
- 6 交規則別表第 3 に定める処分の制限を受ける期間は、制度要綱別表に定める下水道事業及び都市公園事業に係る財産の処分の制限について準用する。この場合において、「下水道事業費補助」とあるのは「東日本大震災復興交付金（下水道事業に係るものに限る。）」と、「公園事業費補助」とあるのは「東日本大震災復興交付金（都市公園事業に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。
- 7 次の①、②及び③に掲げる住宅等については、この章の規定は適用しないものとする。
 - ① 災害公営住宅整備事業等対象要綱（平成 2 4 年 1 月 1 0 日付け国住備第 1 9 9 号・国住心第 8 8 号）において対象とする住宅等
 - ② 住宅地区改良事業等対象要綱（平成 1 7 年 8 月 1 日付け国住整第 3 8 - 2 号）において対象とする住宅等
 - ③ 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 2 2 年 3 月 2 6 日付け国官会第 2 3 1 7 号）附属第Ⅱ編 1 6 - （8） 2. 第 2 項第二十六号に定める「都市再生住宅等整備事業」、第三十三号に定める「公営住宅整備事業等」及び第三十四号に定める「住宅地区改良事業等」において対象とする住宅等
- 8 制度要綱別表に定める防災集団移転促進事業のうち、次に掲げる事業については、第 2 4 の規定は適用しない。
 - ① 住宅団地の用地の取得及び造成に関する事業
 - ② 移転促進区域内の宅地及び農地の買い取りに関する事業
- 9 制度要綱別表に定める津波復興拠点整備事業については、第 2 4 の規定は適用しない。

第 2 7 財産処分承認申請書等の様式

第 2 3 から第 2 5 までに規定する書類は、次の各号に掲げる書類の種類に応じ、当該各号に定める様式により作成するものとする。

一 財産処分承認申請書	様式 2 3
二 財産処分報告書	様式 2 4
三 財産処分報告書（間接交付）	様式 2 5
四 財産処分承認書	様式 2 6

附 則

- 1 この要領は、平成 2 4 年 3 月 3 0 日から施行し、平成 2 3 度予算に係る交付金事業から適用する。
- 2 第 5 章の規定については、この要領の発出日において、既に地方公共団体から地方整備局長等に財産処分承認申請が行われ、かつ、地方整備局長等が承認を行っていないものについても適用することができる。

附 則 （平成 2 7 年 4 月 9 日付け国官会第 1 1 1 号）

- 1 この要領は、平成 2 7 年 4 月 9 日から施行する。

附 則 （令和 2 年 3 月 3 1 日付け国官会第 2 9 9 1 4 号）

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 2 年 1 0 月 1 4 日付け国官会第 1 6 6 1 2 号）

- 1 この要領は、令和 2 年 1 0 月 1 5 日から施行する。

別表（第5章第23関係）

財産処分区分		承認条件	国庫納付額
目的外使用 （交付対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用すること）	収益がある場合	・国庫納付 ・目的外使用により生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該交付金事業箇所（同一の復興交付金事業計画（国土交通大臣が交付担当大臣である事業に係るものに限る。）に位置付けられた他の交付金事業箇所を含む。以下同じ。）における交付対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること（目的外使用の期間が数年にわたる場合には毎年報告すること） ・使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること	目的外使用により生じる収益（当該交付金事業箇所における交付対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち交付金相当額
	収益がない場合	使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること	—
譲渡（交付対象財産の所有者を変更すること）	有償	国庫納付（ただし、処分制限期間の残期間内において交付条件を承継する場合には国庫納付を要しない。）	譲渡額のうち交付金相当額
	無償	国庫納付（ただし、国又は地方公共団体への無償譲渡の場合、処分制限期間の残期間内において交付条件を承継する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	・施設等にあつては、当該施設等の整備に係る交付金交付額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間

			から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。)の割合を乗じて得た額 ・用地にあっては、時価評価額
交換（交付対象財産と他人の所有する他の財産とを交換すること）		・国庫納付（交換差益が生じる場合に限る。） ・交換により取得される財産は補助金等適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること	交換差益額のうち交付金相当額
貸付け（交付対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用者を変更すること）	有償	・国庫納付 ・貸付けにより生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該交付金事業箇所における交付対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること（貸付けの期間が数年にわたる場合には毎年報告すること） ・使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること	貸付けにより生じる収益（当該交付金事業箇所における交付対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち交付金相当額
	無償	使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること	—
担保に供する処分（交付対象財産に抵当権を設定すること）		抵当権が実行に移される際に国庫納付を行うこと	・施設等にあつては、当該施設等の整備に係る交付金交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額

		・用地にあっては、時価評価額
取壊し（交付対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと）	国庫納付（ただし、新たに交付金の交付を受けずに代替施設を整備する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	施設等の整備に係る交付金交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額
廃棄（交付対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること）	国庫納付（ただし、新たに交付金の交付を受けずに代替施設を整備する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	設備等の整備に係る交付金交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額

（備考）

1. 道路の附属物（共同溝又は電線共同溝を除く。）の包括承認の場合は、有償譲渡等であっても国庫納付は要しない。
2. 目的外使用及び貸付けにおける収益発生後、当該事業が中止となった場合には、得られたすべての収益の交付金相当額を国庫納付すること。（公共事業再評価の結果、中止となった場合を除く。）

様式 1

番 号
年 月 日

地方整備局長等
都道県知事 あて

報 告 者
(公印省略)

令和 年度東日本大震災復興交付金事業完了実績報告書

令和 年 月 日第 号外 件をもって交付金の交付決定の通知を受けた標記の事業が完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条前段の規定により関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

(単位：円)

計画名	交付決定通知額及び精算額			残存物件 継続使用 申請件数 (件)	交付金事業の 実施期間 及び成果
	箇所数	交 付 決定額	左に対する 精算交付金額		
					完了箇所別精算額 表のとおり
計 画 合 計					

(記載要領)

1. 標題の年度は、事業年度を記載する。
2. 本文冒頭の交付決定通知の年月日及び番号は、当該報告に係る最も早い交付決定のものを代表として記載する。
3. 箇所数欄は、様式3完了事業箇所別精算額表の箇所数を合算し記載する。
4. 交付決定額は、様式2－1完了実績総括表のうち交付決定内容欄の交付金額の歳出予算に基づき交付決定されたものを記載する。
5. 残存物件継続使用申請件数欄は、様式9残存物件調書の翌年度継続使用分の合計件数を記載する。
6. 計画合計の行には、事業年度における復興交付金事業計画の合計を記入する。
7. 標題の年度に交付を受けた指導監督交付金に係る完了実績報告にあつては、計画名欄に「指導監督交付金」と記載すること。この場合、「計画合計」の対象範囲に指導監督交付金は含まないこと。

令和 年度 東日本大震災復興交付金事業完了実績総括表

地方公共団体名

(単位：円)

番号	計画名	交付決定内容			完了事業の精算内容				交付金の精算内訳					備 考
		事業費	事業費 (控除額の 控除後)	交付金額	事業費	事業費 (控除額の 控除後)	翌年度以 降に調整 の必要な 事業費	交付金額 (1)	交付金受 入額(2)	受入超過 額 (2)- (1)=(3)	残存物件等		国庫に返 納を要す る額 (3)+(4)	
											残存価額	返納額(4)		
計 画 合 計														

- (記載要領)
- 1． 交付決定内容の事業費欄は全体事業費を記載し、事業費（控除額の控除後）欄、交付金額欄は、それぞれ交付決定を受けた事業費、国費を記載する。
 - 2． 完了事業の精算内容欄は、前記交付決定の内容欄に対応した完了事業の精算額を記載する。
 - 3． 受入超過額欄に受入不足又は受入未済額が生じた場合は、備考欄にその理由を簡単に記載し、当該金額は△印をもって表示する。
 - 4． 発生物件に係る納付金がある場合は、完了事業の精算内容欄の事業費（控除額の控除後）から発生物件の売却額又は評価額を控除し、備考欄に（発）としてその額を記載する。
 - 5． 事業の執行が2箇年以上にまたがる場合は、全体額を計上したうえ、その下行に執行年度別の内訳額を記載する。（執行年度は、備考欄に記載する。）
 - 6． 交付決定年度の異なるもの（繰越事業等）があるときは、年度ごとにとりまとめ小計を附しておくこと。この場合計画名のあとに（繰越）のように記載すること。
 - 7． 計画合計の行には、事業年度における復興交付金事業計画の合計を記載する。
 - 8． 標題の年度に交付を受けた指導監督交付金に係る完了実績報告にあつては、計画名欄に「指導監督交付金」と記載すること。この場合、「計画合計」の対象範囲に指導監督交付金は含まないこと。

様式 2 - 2

東日本大震災復興交付金最終年度交付実績確認表

地方公共団体名

計画名

(単位：円)

番号	交付対象 事業の名称	要素事業名 (事業箇所)	交付期間における精算交付金額、執行事業費の実績												交付限度額		交付金返還額				
			左：執行事業費(A)／右：交付金額(B)												最終年度 までの執行 事業費に 基づく 交付限度 額	最終年度ま での執行事 業費に基 づく交付限 度額(C)の算 定式	交付期間 における 受け入れ 超過額 (D)＝ (C)－ (B)	残存物件 納付額 (E)	返還 すべき 額 (F)＝ (D)＋ (E)		
			令和○年度		令和○年度		令和○年度		令和○年度		令和○年度		総計								
			(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)	(C)			(E)	

(備考)

- 1. 本様式は、復興交付金事業計画における復興交付金事業等の交付期間の最終年度の完了実績報告書に添付すること。
- 2. 番号は、様式 3 「完了事業箇所別精算額表」の番号を記入すること。
- 3. 執行事業費は、復興交付金事業等の交付期間内に執行された事業費を、年度ごとに記入すること。
- 4. 交付金額は、復興交付金事業等の交付期間内に交付された東日本大震災復興交付金の額を年度ごとに記入すること。
- 5. 執行事業費、交付金額は、各年度に提出された完了実績報告書と整合をとること。
- 6. 最終年度までの執行事業費に基づく交付限度額は、東日本大震災復興交付金交付要綱(国土交通省)に基づき、最終年度までの執行事業費から算出される交付限度額を記入すること。
- 7. 最終年度までの執行事業費に基づく交付限度額は (C) の算定式は、東日本大震災復興交付金交付要綱第 6 条の算定式を用いて、算定過程を記入すること。(適宜様式の別葉に記入し添付しても差し支えない。)

様式 3

令和 年度 完了事業箇所別精算額表

計画名

(会計区分) (項) (目)

地方公共団体名

(単位：円)

番号	交付対象事業の名称	要素事業名 (事業箇所)	事業の成果	経費の配分									事業費 (控除額の控除後)	国費率	交付金額	交付対象事業費 (A)	執行事業費 (B)	進捗率 (B/A)	着工年月日	備考
				工事費								事業費計								
				本工事費	附帯工事費	測量設計費	用地費及補償費	船舶及機械器具費	換地諸費	権利変換諸費	管理処分諸費									

(記載要領)

1. 本表は、復興交付金事業計画ごとに作成する。
2. 本表に記載する金額は承認額（上段）、実施額（下段）の二段書をもって対照表示する。この場合、承認額は交付決定の対象となった事業費であり、交付決定の変更を受けたものについては、変更後の事業費を記入する。なお、国土交通大臣の承認を受けずに行った軽微な変更に係るものについては、備考欄に（変）と記載する。
3. 事業の成果は、当該事業の施行箇所、延長・面積及び主要工種の施工数量等を可能な限り具体的に記載する。
4. 着工・竣工年月日の記載は次表の通りとする。なお、費目が複合している場合の着工年月日は最も早い年月日を、竣工年月日は最も遅い年月日を記入すること。

費目等	着工年月日	竣工年月日
本工事費、測量設計費等	①直営の場合：資材又は人夫雇用等の日	①完成検査日
	②請負の場合：請負契約日	②同上
	③委託の場合：委託契約日	③契約に基づく目的物の引き渡し日
用地費及補償費	①直営の場合：売買契約日	①用地費については、移転登記完了日又は土地の引き渡し日
	②委託の場合：委託契約日	補償費については、物件等の移転を確認した日
		②同上

5. 発生物件に係る納付金がある場合は、備考欄に（発）と記載し、その売却額又は評価額を併記する。
6. 間接交付の場合には、備考欄に間接交付事業者名、間接交付金の額を記載する。
7. 事業の執行が2箇年以上にまたがる場合は、全体額を計上したうえ、その下行に執行年度別の内訳額を記載する。
8. 交付対象事業費は、復興交付金事業計画に記載されている交付対象事業の全体事業費の合計を記載する。
9. 執行事業費は、復興交付金事業計画の計画期間内に執行された事業費の総額（本表による事業費額を含む。）を記載すること。

様式 4

令和 年度 交付金受入調書

地方公共団体名 _____
(単位：円)

区分	年月日	計画名 (会計区分) (項)(目)			
交付決定通知					
	計				
翌年度への繰越額					
翌々年度への繰越額					
交付金 受 入					
	計				

(記載要領)

1. 交付決定通知欄は、通知年月日ごとに交付決定額の増（△）減額を記載する。
2. 繰越額は、その確定額を記載する。完了実績報告書に添付する場合にあっては、繰越額の欄を削除して差し支えない。
3. 交付金受入額は、受入年月日ごとに記載する。但し、既往年度の受入額は各年度ごとに合算し計上して差し支えない。
4. 交付決定の全部又は一部の取消があった場合は、当該年月日の前に※を、金額の前に△印を付し、当該金額は計欄から控除する。

様式 5

指導監督交付金精算額調書

地方公共団体名

(会計区分)		(項)	(目)			(単位：円)	
区分		指導監督交付金内訳			計	指導監督の 対象となる 市町村数	市町村交付決定額
		人件費	旅費	庁費			
本庁支出額							
出 先 支出額	〇〇事務所						
	〇〇事務所						
	・・・						
小計							
合計							
交付決定額							
増△減額							

(記載要領)

- 1 . 本表は、東日本大震災復興交付金に係る指導監督交付金についてのみ作成すること。
- 2 . 「市町村交付決定額」の欄は、当該年度の指導監督の対象となる事業を実施した市町村の交付決定額の合計を記載すること。ただし、指定都市に係るものを除く。

様式 6（完了箇所図）

都道府県管内図（20 万分の 1 程度、都道府県又は指定市以外の地方公共団体が施行する事業等にあつては都市計画総括図）に完了箇所を明示し、当該箇所に対象番号を付したもの。

様式 7

番 号
年 月 日

地方整備局長等
都道府県知事 あて

報 告 者
(公印省略)

令和 年度東日本大震災復興交付金事業年度終了実績報告書

令和 年 月 日第 号外 件をもって交付金の交付決定の通知を受けた標記の事業の平成 年度における実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 14 条後段の規定により関係書類を添え別表のとおり報告します。

(備考)

本文冒頭の交付決定通知の年月日及び番号は、当該報告に係る最も早い交付決定のものを代表として記載する。

様式 7 の別表

令和 年度 東日本大震災復興交付金事業 令和 年度終了実績報告書

(会計区分)				(項)	(目)		(単位：円)												
計画名	番号	交付対象事業の名称	要素事業名 (事業箇所)	交付決定内容			年度内遂行実績					翌年度繰越分			交付金 不用額	実施期間		備 考	
				事業費 A	事業費 (控除額の 控除後)	交付金額	事業費				工事の 進捗率	交付金 受入額	事業費 C	交付金額		C／A (%)	着 工 年月日		竣 工 (予定) 年月日
							支払済額	支 払 義務額	計 B	B／A (%)									
小計																			
小計																			
合計																			

(記載要領)

- 1 . 本表は、会計区分、項、目ごとに作成すること。別業にする必要はない。
- 2 . 標題の年度は、事業年度を記載する。
- 3 . 年度内遂行実績欄の事業費支払済額は、3月31日までの支払済額を計上し、支払義務額は、出納整理期間における支出義務額を計上する。
- 4 . 工事の進捗率欄は、工事費のうち本工事費に係る進捗率を記載する。
- 5 . 翌年度繰越額欄は、確定した繰越額をもって記載する。
- 6 . 翌々年度へ繰越が行われた場合は、年度内遂行実績は、

当初年度執行分

次年度執行分

の2段書きとする。
- 翌年度繰越額欄は、

(翌年度繰越額)

翌々年度繰越額

とする。
- 7 . 合併事業等で精算ができない場合等年度内遂行実績が確定していない場合は、概算額をもって提出し、この場合、6月末日までに確定額をもって再提出するものとする。

様式 8

番 号
年 月 日

国土交通大臣 あて

申 請 者 名
(公 印 省 略)

残存物件継続使用承認申請書

令和 年度 月 日付け 第 号外 件により東日本大震災復興交付金の交付決定を受けた別紙残存物件を令和 年度同種の交付金事業等に継続使用したいので、承認を得たく申請します。

(備考)

別紙は残存物件調書（様式 9）及び残材料調書（様式 10）とする。

様式 9

残 存 物 件 調 書

事業 年度	取得事業名 (会計区分) (項)(目)	制度要 綱別表 の番号	国費率	品 名	取得 価額 (円)	取得 年月日	評価 時期	耐用 年数	経過 期間	残存率 (残存 年月日)	残存 価額 (円)	継続使用分		精算分	
												当該年度 保管事務所	翌年度 保管事務所	残存価額 (円)	返納額 (円)

(記載要領)

1. 本表は、使用実績のあった物件で、継続使用をする際に国土交通大臣の承認が必要となるものについて記載する。ただし、精算返納分については、金額の如何にかかわらず全て記載する。
2. 本表は、事業年度毎に小計を出し、最下段に各事業年度の合計を記載する。その際の計は継続使用分欄の件数の計と精算返納分の金額の計を記載する。
3. 未完了事業に使用しているものは、品名欄に（未）と記載する。
4. 一括購入の場合は、取得価額欄及び残存価額欄に割掛額をもって記載し、全体額をその上段に（ ）書する。
5. 経過期間欄は、第 1 1 備品の使用期間の計算方法により記載する。
6. 残存価額の算定の基礎となる残存率は、第 9 交付金の返還 第 6 項に定める残存価額率表によること。
7. 制度要綱別表の番号の欄には、東日本大震災復興交付金制度要綱別表の番号（D 1 ～ D23）を記載する。

残 材 料 調 書

取得 事業 年度	取得事業名 (会計区分) (項)(目)	制度要 綱別表 の番号	国費率	品 名	形状寸法	数量	取得単価 (円)	金額 (円)	備 考

- (記載要領)
- 1 . 本表には、翌年度事業に使用するもの、又は国に納付するもの如何にかかわらず全て記載し、翌年度事業に使用するものについては、備考欄に使用箇所及び保管場所等を詳細に記載する。
 - 2 . 制度要綱別表の番号の欄には、東日本大震災復興交付金制度要綱別表の番号（D 1 ～D23）を記載する。

発 生 物 件 調 書

品 名	事業名及び 事業箇所名	形状・寸法	数量	単価 (円)	売却又は 評価額 (円)	処分費用 (円)	備 考

(記載要領)
本表には、翌年度事業に使用するもの、又は国に納付するもの如何にかかわらず全て記載し、翌年度事業に使用するものについては、備考欄に使用箇所及び保管場所等を詳細に記載する。

様式 1 2

残 存 物 件 台 帳

年度

取得年月 日	品 名	形状寸法	取得価額 (円)	耐用年数	取得科目 (項目・事業費別)	国費率	交付金事業者 備品台帳番号	保管事務所	備 考

(記載要領)

1. 本台帳は事業年度別に別葉とし、交付金事業で取得した残存物件については全て記載する。
2. 一括購入に係るものについては、取得価額欄にその合計価額、取得科目欄には主たる科目を記載し、備考欄にその内訳及び金額を記載する。
3. 交付金事業者備品台帳番号欄は、残存物件台帳と交付金事業者の備品台帳とを突合できる方法により記入する。
4. 保管事務所の移動があった場合には、備考欄にその旨を記載する。

番 号

残存物件継続使用承認書

都道県知事等

令和 年 月 日付け第 号で残存物件継続使用承認申請のあった東日本
大震災復興交付金事業の残存物件については、交付条件により継続使用することを承
認する。

令和 年 月 日

国土交通大臣

番 号

東日本大震災復興交付金額確定通知書

都道府県知事等

令和 年 月 日付け第 号で完了実績報告のあった東日本大震災復興交付金事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化等に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり交付金の額を確定したので、通知する。

令和 年 月 日

地方整備局長等
都道府県知事

記

確定金額	円
交付決定金額	円
交付済金額	円
返還金額	円

番 号

東日本大震災復興交付金事業是正命令書

都道府県知事等

令和 年 月 日付け第 号で完了実績報告のあった東日本大震災復興交付金事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化等に関する法律（昭和30年法律第179号）第16条の規定により、下記のとおり是正することを命ずる。

令和 年 月 日

地方整備局長等
都道府県知事

記

（例）令和 年度の交付金の交付決定に係る（要素事業名）について現地調査の際指示した出来高不足については、 月 日までに手直し工事を完了させること。

番 号

東日本大震災復興交付金返還命令書

都道府県知事等

令和 年 月 日付け第 号で交付金の額を確定した東日本大震災復興交付金事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化等に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定及び交付条件により、下記のとおり交付金の返還を命ずる。

令和 年 月 日

地方整備局長等
都道府県知事

記

- | | | |
|---|------------------|----------|
| 1 | 返還金額 | 円 |
| | うち交付金の確定に伴う超過交付額 | 円 |
| | うち残存物件等返還額 | 円 |
| 2 | 返還期限 | 令和 年 月 日 |

様式 17

債権発生通知書

番 号
令和 年 月 日

歳入徴収官等
官 職 氏 名

官 職 氏 名

下記のとおり債権が発生したので通知する。

記

年度		国土交通省（主・所）管		会計	
債権の種類	(部)		(款)		
	(項)		(目) 返 納 金 債 権		
債権金額		履行期限			
債務者の住所及び 氏 名 又 は 名 称					
債権の発生原因					
利率その他利息 に関する 事項					
延滞金に関する 事項					
債務者の資産又は業務 の状況に関する 事項					
担保に関する事項					
解除条件					
その他必要な事項					

様式 18

番 号
年 月 日

国土交通大臣 あて

地方整備局長等
(公印省略)

残存物件継続使用承認申請進達書

東日本大震災復興交付金事業の残存物件について、別添のとおり、下記の地方公共団体から継続使用申請があり、(その内容を確認したところ、不備または不適當なものがないと認められるので、) 承認されたく進達します。

注 () 書は、都道府県又は指定市が提出した残存物件継続使用承認申請を進達する場合に記載する。

記

〇〇県

△△県

(備考)

この進達書とともに、都道府県・政令市が提出した残存物件継続使用承認申請(様式8)又は、都道府県知事が提出した残存物件継続使用承認申請(市町村)報告書(様式19)及びその添付書類を提出すること。

様式 19

番 号
年 月 日

国土交通大臣 あて

都道県知事
(公印省略)

残存物件継続使用承認申請（市町村）報告書

東日本大震災復興交付金事業の残存物件について、別添のとおり、下記の地方公共団体から継続使用申請があり、その内容を確認したところ、不備又は不適当なものがないと認められるので、承認されたく報告します。

記

〇〇市

△△市

(備考)

この報告書とともに、市町村が提出した残存物件継続使用承認申請書（様式8）を提出する。

様式 20

番 号
年 月 日

国土交通大臣 あて

地方整備局長等
(公印省略)

東日本大震災復興交付金事業の額確定報告書

標記について、別添のとおり額の確定をしたので報告する。

(備考)

1. 東日本大震災復興交付金事業の額の確定総括表（様式 20 の別添）を添付する。
2. 是正命令を発したのものについては、その内容等を付記する。

令和 年度完了東日本大震災復興交付金事業の額の確定総括表

地方公共団体名	年度区分	報告書受理 年 月 日	額の確定 年 月 日	交付決定内容		精算内容		交付金 受入額	国庫補助金 返納額	残存物件 返納額	備考
				事業費 (控除額の 控除後)	交付金額	事業費 (控除額の 控除後)	交付金額				
合 計											

- (記載事項)
- 1. 事業の執行が二会計年度以上にまたがる場合には、全体額を計上した上、その下行に執行年度別の内訳を記載する。
 - 2. 最下段に地方公共団体の合計額を記載する。

参考様式第 2 1

番 号
年 月 日

地方整備局長等 あて

都道県知事
(公印省略)

東日本大震災復興交付金事業額確定（市町村）報告書

標記について、別添のとおり額の確定をしたので報告する。

（備考）

1. 東日本大震災復興交付金事業の額の確定総括表（様式 2 0 の別添）を添付する。
2. 是正命令を発したのものについては、その内容等を付記する。

番 号
年 月 日

国土交通大臣 あて

地方整備局長等
(公印省略)

東日本大震災復興交付金事業額確定（市町村）報告に係る報告書

標記について、都道府県知事より、別添のとおり額の確定をした旨報告があったので、報告する。

様式 23

番 号
年 月 日

地方整備局長等 あて

申 請 者
(公印省略)

東日本大震災復興交付金事業に係る財産処分承認申請書

東日本大震災復興交付金事業により取得（又は効用の増加）した財産を処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条及び「東日本大震災復興交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領」（平成24年3月30日付け国官会第3301号）第23の規定により、関係書類を添え下記のとおり、申請します。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 申請物件の名称
- 3 申請物件の所在地
- 4 申請物件の数量
- 5 申請物件の取得年月日
- 6 申請物件の概要
- 7 申請物件に係る事業費及び国費
- 8 財産処分の内容
 - (1) 財産処分区分
 - (2) 財産処分の相手方
 - (3) 財産処分の目的
 - (4) 財産処分する理由
 - (5) 財産処分後の管理
 - (6) 財産処分の期間
 - (7) 財産処分の対価
(目的外使用及び貸付けにより発生する収益も記載すること)
- 9 交付金返還額
- 10 交付金返還額の算出根拠
- 11 添付書類（位置図、平面図及びその他参考となる資料）

様式 2 4

番 号
年 月 日

地方整備局長等 あて

報 告 者
(公印省略)

東日本大震災復興交付金事業に係る財産処分報告書

東日本大震災復興交付金事業により取得（又は効用の増加）した財産を処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 2 2 条及び「東日本大震災復興交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領」（平成 2 4 年 3 月 3 0 日付け国官会第 3 3 0 1 号）第 2 4 の規定により、関係書類を添え下記のとおり、報告します。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 申請物件の名称
- 3 申請物件の所在地
- 4 申請物件の数量
- 5 申請物件の取得年月日
- 6 申請物件の概要
- 7 申請物件に係る事業費及び国費
- 8 財産処分の内容
 - (1) 財産処分区分
 - (2) 財産処分の相手方
 - (3) 財産処分の目的
 - (4) 財産処分する理由（包括承認となる根拠を明示すること）
 - (5) 財産処分後の管理
 - (6) 財産処分の期間
 - (7) 財産処分の対価（目的外使用及び貸付けにより発生する収益も記載すること）
- 9 添付書類（位置図、平面図及びその他参考となる資料）

番 号
年 月 日

地方整備局長等 あて

報 告 者
(公印省略)

東日本大震災復興交付金事業に係る財産処分報告書（間接交付）

東日本大震災復興交付金事業により取得（又は効用の増加）した財産の処分について、間接交付金事業者から承認申請があり、返納金の納付を条件に承認したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条及び「東日本大震災復興交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領」（平成24年3月30日付け国官会第3301号）第25の規定により、関係書類を添え下記のとおり、報告します。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 申請物件の名称
- 3 申請物件の所在地
- 4 申請物件の数量
- 5 申請物件の取得年月日
- 6 申請物件の概要
- 7 申請物件に係る事業費及び国費
- 8 財産処分の内容
 - (1) 財産処分区分
 - (2) 財産処分の相手方
 - (3) 財産処分の目的
 - (4) 財産処分する理由（包括承認となる根拠を明示すること）
 - (5) 財産処分後の管理
 - (6) 財産処分の期間
 - (7) 財産処分の対価（目的外使用及び貸付けにより発生する収益も記載すること）
- 9 添付書類（間接交付金事業者から都道府県知事への財産処分承認申請書及びその他参考となる資料）

東日本大震災復興交付金財産処分承認書

都道府県知事等

令和 年 月 日付け第 号で承認申請のあった東日本大震災復興交付金事業に係る財産処分については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定及び「東日本大震災復興交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領」（平成24年3月30日付け国官会第3301号国土交通事務次官通知）第23の規定に基づき、（下記の条件により、）これを承認する。

なお、承認に係る処分が完了した場合は、その旨を報告されたい。

令和 年 月 日

地方整備局長等

記

（承認における条件を記載）